

令和 8 年度から適用される個人住民税（町・道民税）の主な改正について

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除（大学生年代の子らに関する特別控除）の創設、各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げが行われました。

これらの改正は、令和 8 年 1 月 1 日に施行され、令和 7 年中（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に対して課税される、令和 8 年度の個人住民税（町・道民税）から適用されます。

【財務省】令和 7 年度税制改正の大綱の概要

【国税庁】令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に、10 万円引き上げられます。

※ 給与収入額が 190 万を超える場合の給与所得控除額に変更ありません。

※ 公的年金の控除額に変更ありません。

給与所得控除額 給与等の収入金額 A	改正後	改正前
180 万円以下	65 万円	$A \times 40\% - 10 \text{ 万円}$ ※ 55 万円に満たない場合は 55 万円
180 万円超 190 万円以下		$(A - 180 \text{ 万円}) \times 30\% + 62 \text{ 万円}$
190 万円超 360 万円以下	$(A - 190 \text{ 万円}) \times 30\% + 65 \text{ 万円}$	
360 万円超 660 万円以下	$(A - 360 \text{ 万円}) \times 30\% + 116 \text{ 万円}$	$(A - 360 \text{ 万円}) \times 20\% + 116 \text{ 万円}$
660 万円超 850 万円以下	$(A - 660 \text{ 万円}) \times 30\% + 176 \text{ 万円}$	$(A - 660 \text{ 万円}) \times 30\% + 176 \text{ 万円}$
850 万円超	195 万円	195 万円

2 特定親族特別控除の創設

生計を一にする大学生年代（19 歳以上 23 歳未満）の親族のうち、合計所得が 58 万円（改正後の所得要件）を超え、扶養控除を適用できない者についても、段階的に控除を受けられるようになります。ただし、住民税の非課税基準は変更がないため、本人に住民税が課税される場合がありますのでご注意ください。

19歳以上23歳未満に 該当する親族の合計所得金額※	納税義務者の 特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

※合計所得金額は、総合課税分所得（損益通算後）と分離課税分所得の合計。ただし、一時所得及び総合譲渡所得（長期）は1／2の額。

※特定親族特別控除の対象となる者は、住民税非課税判定における扶養親族には該当しません。

3 扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

令和8年度より、同一生計配偶者や扶養親族の合計所得金額の基準が、これまでの「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられます。

給与収入のみの場合、123万円までであれば同一生計配偶者や扶養親族に該当します。

4 基礎控除額の上乗せ特例

所得税に係る基礎額控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて以下のとおりとなります。

住民税については変更ありません。

納税者本人の合計所得金額	控 除 額		
	令和6年分以前	令和7年・8年分	令和9年分以降
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	48万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

（注）上記規定は、令和7年12月1日に施行されます。令和7年11月30日以前に、令和7年分の所得税の死亡・出国に伴う準確定申告書の提出をする方は、改正前の令和6年分以前の基礎控除額を適用しますので、12月1日以降更正の請求により改正後の基礎控除額を適用することができます。